

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

綾部市の総人口は、令和2年国勢調査で約3.2万人であり、市制施行時の昭和25年の5.4万人から約4割の人口が減少している。また、年齢別人口は、15歳未満が11%、65歳以上が39%で、老年人口の割合が高い状況となっている。

綾部市の産業構造は、令和2年国勢調査で就業人口に占める第1次産業の割合が7.6%、第2次産業の割合が32.3%と全国平均より高く、中でも製造業が25.2%を占めている。この背景には、明治期の郡是製絲の創業と、同社に関連して機械加工業、金属加工業などが創業、進展したことが本市発展の礎となった歴史がある。近年も日本を代表するハイテク企業の工場が立地しており、「ものづくりの街」と称している。

なお、従業者規模別に事業所数をみると、「10人未満」規模の事業所が全体の約80%で、中小規模の事業所の占める割合が高い状況である。(令和3年経済センサス活動調査)

中小企業者においては、エネルギー等の物価高騰や人口減少に伴う人手不足、後継者不足など様々な経営課題に直面している。これらの厳しい経営環境によって設備投資が進まず、労働生産性の向上を阻害している状況である。

よって、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、市内の中小企業者の労働生産性を抜本的に向上させることにより、経営課題の解決と併せて、地域産業や地域経済の発展につなげる必要がある。

(2) 目標

ものづくりや地域経済の進展を図るため、先端設備等導入計画の年間認定件数が3件以上となることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、機械加工業、金属加工業等の「ものづくり産業」のほか、農林業、建設業、小売業、サービス業、医療・福祉業と多岐にわたっており、多様な業種が本市の地域経済、雇用を支えているため、これらの産業において広く事業

者の生産性の向上を実現する必要がある、多様な産業の多様な設備投資に支援する観点から、本計画において対象とする設備は、労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供され、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の要件を満たすものとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）による労働生産性向上に資する取組を支援するため、市内全域において実施される先端設備等の導入を対象とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、中小企業者による先端設備等の導入により実施する対象業種・事業については、特に指定しないものとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組とならないよう、雇用の安定に配慮する。
- ②健全な地域経済の発展に配慮し、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められる先端設備等導入計画については、認定の対象としない。
- ③市税に滞納のある中小企業者の先端設備等導入計画については、認定の対象としない。